

## (1) 特別支援学級の適切な運営

特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき、小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、①障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に設置される学級です。

### 【対象となる障がい種】

知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者

Check： 下線①の障がいによる学習上又は生活上の困難を克服する上で、学校教育法施行規則には、「特別の教育課程によることができる」ことが示されています。

### 学校教育法施行規則第138条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、(中略)②特別の教育課程によることができる。

Check： 下線②の「特別の教育課程」について、学習指導要領では自立活動を取り入れること、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成することが義務付けられています。

### 小学校学習指導要領（第1章第4の2の(1)のイ) 特別支援学級における特別の教育課程

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(7) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す③自立活動を取り入れること。

(4) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、④各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

Check： 下線③について、児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした、自立活動を取り入れることが規定されています。

Check： 下線④に当たっては、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、「各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科」に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することが規定されています。

Check： 特別支援学級は、小（中）学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、学習指導要領第1章総則第1の1にある目標を達成するために、第2章以下に示されている各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合（障がいの状態により特に必要がある場合）を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。

Check： 下線④の「下学年」に明確な規定はありませんが、一般的に1～2学年下の内容を指しています。また、学習指導要領には、児童生徒の発達の状況等に応じた教育課程を編成することが示されており、特別支援学級の対象となる児童生徒の状態像（障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）〔平成25年10月4日 文部科学省〕と照らし合わせると、**知的障がいのある児童生徒は、「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科」を参考にすることが考えられ、そうした状態の児童生徒については、他の障がいを併せ有していても知的障がい特別支援学級に在籍することで、効果的な教育課程を編成すること**につながります。

#### 小学校学習指導要領（第1章第5の2のイ）

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との⑤**交流及び共同学習**の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

Check： 下線⑤の障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童（生徒）が障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場として学習指導要領に位置付けられています。効果的な交流及び共同学習を実施する上で、教職員、児童生徒、保護者等の関係者が意義やねらいを十分に理解することが大切です。

Check： また、下線⑤の実施に当たっては、特別支援学級を開設していることの趣旨を踏まえる必要があります。文部科学省は「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）令和4年4月27日」において、「原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと」としています。

校長は、教育課程の管理責任者として、特別支援学級における特別の教育課程について、なぜ、その規定を参考にするとということを選択したのか、交流及び共同学習について、何を目的に実施しているのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切です。このことは、教育課程を評価し改善する上でも重要になります。